

委員会の紹介

総務常任委員会

委 員 長	増 渕 寛 江
副委員長	黒 澤 昭 治
委 員 長	小 池 利 雄
副委員長	鈴 木 徳 雄
委 員 長	藤 田 紀 夫
副委員長	印 地 達 雄
委 員 長	高 瀬 重 嗣
副委員長	井 上 泰 弘
委 員 長	大 豆 生 田 春 美
副委員長	高 岐 南 嶋 和 夫
委 員 長	林 正 久 勝
副委員長	高 雄

民生常任委員会

委 員 長	増 渕 寛 江
副委員長	黒 澤 昭 治
委 員 長	小 池 利 雄
副委員長	鈴 木 徳 雄
委 員 長	藤 田 紀 夫
副委員長	印 地 達 雄
委 員 長	高 瀬 重 嗣
副委員長	井 上 泰 弘
委 員 長	大 豆 生 田 春 美
副委員長	高 岐 南 嶋 和 夫
委 員 長	林 正 久 勝
副委員長	高 雄

建設産業常任委員会

委 員 長	黒 澤 昭 治
副委員長	菊 池 久 光
委 員 長	小 池 利 雄
副委員長	鈴 木 徳 雄
委 員 長	藤 田 紀 夫
副委員長	印 地 達 雄
委 員 長	高 瀬 重 嗣
副委員長	井 上 泰 弘
委 員 長	大 豆 生 田 春 美
副委員長	高 岐 南 嶋 和 夫
委 員 長	林 正 久 勝
副委員長	高 雄

文教常任委員会

委 員 長	黒 澤 昭 治
副委員長	菊 池 久 光
委 員 長	小 池 利 雄
副委員長	鈴 木 徳 雄
委 員 長	藤 田 紀 夫
副委員長	印 地 達 雄
委 員 長	高 瀬 重 嗣
副委員長	井 上 泰 弘
委 員 長	大 豆 生 田 春 美
副委員長	高 岐 南 嶋 和 夫
委 員 長	林 正 久 勝
副委員長	高 雄

議会運営委員会

委 員 長	黒 澤 昭 治
副委員長	菊 池 久 光
委 員 長	小 池 利 雄
副委員長	鈴 木 徳 雄
委 員 長	藤 田 紀 夫
副委員長	印 地 達 雄
委 員 長	高 瀬 重 嗣
副委員長	井 上 泰 弘
委 員 長	大 豆 生 田 春 美
副委員長	高 岐 南 嶋 和 夫
委 員 長	林 正 久 勝
副委員長	高 雄

文教常任委員会は、教育委員会の教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館及びスポーツ振興課を所管しています。

主な審議案件は、学校教育などの教育問題、生涯学習、社会教育、スポーツ活動の促進、スポーツ施設に関することなどです。

議会運営委員会は、議会の運営に関することや議会の規則に関すること、議長の諮問に関することなどを所管しています。

市議会の定例会や臨時会を開催する際は、議会招集の告示日に委員会を開催し、議会の日程や議案等の取り扱い、一般質問及び請願・陳情の取り扱いなどを議会の運営について審議いたします。

会議には委員の七名の他に、議長及びオブザーバーとして副議長等が出席します。



総務常任委員会は、総合政策部の政策推進課、行政経営課、文化部の農政課、農林整備課、商工観光課、文化振興課、建設部の道路建設課、道路維持課、都市計画課、建築住宅課、まちづくり推進課、水道部の下水道課、水道課及び農業委員会を所管しています。

主な審議案件は、農林業・商業・芸術文化の振興施策に関すること及び広くまちづくり(道路や河川の整備、都市計画の決定、中心市街地整備、市営住宅の管理、上下水道の整備、農地利用調整等)に関することなどです。

民生常任委員会は、保健福祉部の健康政策課、福祉課、こども課、高齢いきがい課、市民生活部の国保年金課、市民課、生活環境課を所管しています。

主な審議案件は、健康増進、福祉、子育て支援、高齢対策、介護保険事業に関すること、国保医療・国民年金・戸籍・市民票に関すること、ごみ処理などの環境衛生に関することなどです。

建設産業常任委員会は、産業文化部の農政課、農林整備課、商工観光課、文化振興課、建設部の道路建設課、道路維持課、都市計画課、建築住宅課、まちづくり推進課、水道部の下水道課、水道課及び農業委員会を所管しています。

主な審議案件は、農林業・商業・芸術文化の振興施策に関すること及び広くまちづくり(道路や河川の整備、都市計画の決定、中心市街地整備、市営住宅の管理、上下水道の整備、農地利用調整等)に関することなどです。



文教常任委員会は、教育委員会の教育総務課、学校教育課、生涯学習課、中央公民館及びスポーツ振興課を所管しています。

主な審議案件は、学校教育などの教育問題、生涯学習、社会教育、スポーツ活動の促進、スポーツ施設に関することなどです。

議会運営委員会は、議会の運営に関することや議会の規則に関すること、議長の諮問に関することなどを所管しています。

市議会の定例会や臨時会を開催する際は、議会招集の告示日に委員会を開催し、議会の日程や議案等の取り扱い、一般質問及び請願・陳情の取り扱いなどを議会の運営について審議いたします。

会議には委員の七名の他に、議長及びオブザーバーとして副議長等が出席します。